

平成21年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成21年6月17日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	総務政策課 企画員	山本敏章
住民生活課長	廣井哲也	住民生活課 企画員	菅谷雄二
住民生活課 企画員	平田隆文	住民生活課 企画員	福田睦巳
住民生活課 企画員	福田稔	住民生活課 企画員	高垣通代

住民生活課 企画員	原 宗 男	税務課長	和田 精 之
税務課企画員	深 見 芳 治	産業建設課長	脇 田 英 男
産業建設課 企画員	堀 悦 明	産業建設課 企画員	宮 本 正 明
上下水道課長	木 村 勝 彦	上下水道課 企画員	植 本 敏 雄
教育委員会 総務課長	笠 松 眞 年	教育委員会 生涯学習課長	山 崎 一 光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 報告第 3 号 平成20年度上富田町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 4 報告第 4 号 平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 5 報告第 5 号 平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算(第2号)
- 日程第 6 報告第 6 号 平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算
(第1号)
- 日程第 7 報告第 7 号 平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算
(第3号)
- 日程第 8 報告第 8 号 平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療繰越明許
費繰越計算書
- 日程第 9 報告第 9 号 平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第3号)
- 日程第10 報告第10号 平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
補正予算(第3号)
- 日程第11 報告第11号 平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第3号)
- 日程第12 報告第12号 平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算(第3号)
- 日程第13 報告第13号 平成20年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第3号)

- 日程第 1 4 報告第 1 4 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第 2 号)
- 日程第 1 5 報告第 1 5 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業
補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 6 報告第 1 6 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 2 号)
- 日程第 1 7 報告第 1 7 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 8 報告第 1 8 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許
費繰越計算書
- 日程第 1 9 報告第 1 9 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の
変更に関する協議について
- 日程第 2 0 報告第 2 0 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 報告第 2 1 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 報告第 2 2 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 2 3 報告第 2 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 4 報告第 2 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の
特別措置に関する条例
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員
の処遇等に関する条例
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 朝来財産区有地の処分について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算
(第 1 号)
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について(平成 2 0 年度 繰越第
3 号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修
(建築)工事)

- 日程第 3 2 議案第 3 6 号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 3 議案第 3 7 号 西牟婁郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 4 意見書第 2 号 保育制度改革に関する意見書
- 日程第 3 5 決議 第 1 号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議
- 日程第 3 6 議員派遣の件について
- 日程第 3 7 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1・報告第1号～日程第31 議案第35号

議長（吉田盛彦）

この際、日程第1 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例についての件から日程第31 議案第35号、工事請負契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）の件まで31件を一括議題とします。

日程第1 報告第1号

議長（吉田盛彦）

日程第1 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

申しわけないのですが、全部読んでいないので。1つだけ、個人町民税の徴収方法なのですが、1ページです。53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除く、普通徴収の方法によって徴収となっています。

これで、特別徴収になるやつについての再度の説明と。

それから、特別徴収を拒否した場合にどうなるかという問題と。

それから、その普通徴収に係る人たちは課税客体でどれだけあるかということだけ教えてください。

議長（吉田盛彦）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

おはようございます。

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

まず、年金特徴の質問だと思うのですが、この方につきましては10月からの特別徴収になります。で、既に6月15日付で納付書を送らせてもらっています。

特別徴収になる方は、713名となります。

今のあれなのですが、特別徴収のできる分というのは10月からになります。年金所得がある方につきましては、6月、8月は普通徴収、で、10月から12月、2月と特別徴収となります。

それと、拒否の問題ですが、これは法律改正によるものなので拒否はできないと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

報告第1号、専決第1号の上富田町税条例の一部改正について反対いたします。

全体的ではないのですが、1つは、今、質疑をいたしましたように、町民税の徴収について一方的に年金から徴収されると。しかも、その年金は、恐らく月1万5,000円以上になる人は皆、強制的に徴収されるのだらうと思うのです。つまり、それで拒否する権限のないというのは、町民税、税そのものは払うのは当然であったとしても、そのことの普通徴収にしてほしいということをしてできないようなやり方というのは、まさに上からの締めつけというんですか、そういうことだらうというふうに私は思いますので、こういうことがある条例ということで反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第2 報告第2号

議長（吉田盛彦）

日程第2 報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

報告第2号、専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

この条例の改正は、国民健康保険に入っている方々にとってはマイナスになると、不利益になるという点で反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(吉田盛彦)

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 報告第3号

議長(吉田盛彦)

日程第3 報告第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

歳入歳出一括でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

はい。一括でお願いします。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

1つは、これは恐らくもう一般会計の決算での数字だろうというふうに思いますので、この会計を実行するに当たって取られました消費税の額、それから地方交付税の普通交付税の平成20年度、2000年ですね、2000年度との比較の減額、それから国庫負担、補助金の減額、これらについてご説明願います。

議長(吉田盛彦)

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員(浦 勝明)

よろしく申し上げます。12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の消費税でございますが、理論上の消費税としましては6,789万1,000円になるものと思われま

2点目のご質問でございます地方交付税につきましては、平成20年度と平成12年との比較で行きますと、普通交付税で5億7,624万9,000円の減額になります。

それと、三位一体の改革の影響ということで、9,210万円になるものと思われる。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第3号、専決第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第7号）に反対いたします。

反対の理由は、平成20年度当初予算で申しましたとおり、1つは、三位一体の改革が根深く地方財政の危機を深めていると。その中で、地方財政をあずかる首長を始めとして職員の皆さんが大変な努力をするにもかかわらず、厳しい状況に置かれているという問題があります。

さらに消費税5%、なるほど1%は地方へ回されておりますけれども、それも20年度はかなり上富田町では減っております。消費力が落ちているということだろうと思うのですけれども、この値が約6,800万円取られていると。

それから国庫負担の問題で9,210万円、これは保育所関係のものが入っているのかと思いますけれども、これにその他のことを入れますと、1億以上の国庫負担が削られているのではないかというふうに思います。

これらは、今の地方財政危機をつくり出している大きな原因であります。これに私どもは反対をしております。これが1つです。

2つ目には、そのことに対して町長は、三位一体の改革の厳しさ、そして、それが町財政に与えている影響については多々言っているわけでありましてけれども、それに対して反対という意思表示はされていないという点が2つ目です。

もう1つは、そういう中であっても、昨日も質疑をいたしましたように、今、地方財政が厳しい中で、これは政治が変わらなければどうにもならない問題があるにしても、

地方財政運営に当たっては、まず転換を図らなければいけないのではないかと。どう転換を図るか。生活を優先させる、住民の暮らしを優先させる、暮らしを守るという点に少しでも優先的に入っていくということが必要であるかと思うのですけれども、そういう点では不十分だという、この3点で反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

専決第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第7号）について賛成をいたします。

町長言われるように景気の低迷で、三位一体の改革で大きな影響はあると思いますが、この平成20年度では市ノ瀬橋の事業や小学校等の耐震化事業に取り組んでいただいています。そして実質の収支額で、町長の報告でありましたように1,928万6,000円の黒字決算というような形も取られておりますし、これについては当局の方の税収の確保とか、いろんな職員の協力でこれが達成できたものと私は確信しますので、賛成をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第4 報告第4号

議長（吉田盛彦）

日程第4 報告第4号、平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、平成20年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

説明員をちょっと交代しますので、暫時休憩します。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時44分

議長（吉田盛彦）

再開します。

日程第5 報告第5号

議長（吉田盛彦）

日程第5 報告第5号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

一括して行っていいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

これも決算の数字だろうというふうに思いますので、1つだけお聞きしておきたいと思います。

国民健康保険につきましても、この会計が大変なことはよくわかりますが、その主たる原因は国庫負担の削減であります。前の全体の会計の45%から、今は給付費の三十四、5%だろうと思うのですけども、そうなっていております。その中で、従来と比べてどれだけの国庫負担の減になっているかということをお教えください。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田 稔）

12番、井濶議員さんにお答えします。

療養給付費等の国庫負担金のことですが、56年を基準といたしましてマイナス1億2,094万6,015円となります。よろしくお願ひします。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井潤 治）

報告第5号、専決第4号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）に反対いたします。

いつものとおりの反対理由でありますけれども、国民健康保険税につきましては、当町は非常に大変な努力をされております。その点につきましては他市町村に比べて私は高く評価しているところであります。この会計に限って言いますと、国庫負担が1億2,094万ですか、の減額されていることが国民健康保険税へ影響するし、あるいはまた、この会計そのものへの影響があるということで、これがもしなければ、恐らく国民健康保険税は、平成21年度は値上げしなくてもよかったのではないかとというぐらいな減額の状況であります。これをもって反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成20年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第6 報告第6号

議長（吉田盛彦）

日程第6 報告第6号、平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

はい、一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成20年度上富田町特別会計老人保健補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第7 報告第7号

議長(吉田盛彦)

日程第7 報告第7号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第8 報告第8号

議長(吉田盛彦)

日程第8 報告第8号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第9 報告第9号

議長(吉田盛彦)

日程第9 報告第9号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

2つ質問します。

1つは、平成20年度で3回目の介護保険の期間が終わるわけですが、3年3年で言いますと、この2回目と3回目との総額の比較がどんなになっているかという問題。

2つ目には、この保険料ですね。保険料の未納額がどういうふうに変化しているかという問題。

この2つを教えてください。

議長(吉田盛彦)

暫時休憩をします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時10分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

答弁を願います。

住民生活課企画員、菅谷君。

住民生活課企画員（菅谷雄二）

大変貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。

12番、井澗議員さんの方にお答えいたします。

3期事業費のうちの給付費の総額でございますが、21億2,322万8,144円、3期の末で24億4,086万544円と、15%の伸びになってございます。

続きまして2期の最終未納額、364万9,600円、3期最終の未納額が338万4,800円、マイナス26万4,800円、未納額が少なくなっております。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

報告第9号、専決第7号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）に反対をいたします。

これは当初予算のとき、当初、3期目のかかりの年ですね、18年ですか、18年のときに保険料が値上げされております。未収は減っているということなのですが、全体としてこの会計が本当に保険税を上げることなく進めるというような国庫負担の状況ではないということが1つ言えるのではないかというふうに思います。

給付費がどんどん増えていくにもかかわらず、国庫負担そのものは全体として増えないという計算方式になっておりますので、その結果、こういうことになっているのだろうというふうに思います。

そういうことで、反対をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第9号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第10 報告第10号

議長（吉田盛彦）

日程第10 報告第10号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第10号、平成20年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第11 報告第11号

議長(吉田盛彦)

日程第11 報告第11号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第11号、平成20年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第12 報告第12号

議長(吉田盛彦)

日程第12 報告第12号、平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第12号、平成20年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 1 3 報告第 1 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 3 報告第 1 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 1 3 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 1 4 報告第 1 4 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 4 報告第 1 4 号、平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第14号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第15 報告第15号

議長(吉田盛彦)

日程第15 報告第15号、平成20年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第15号、平成20年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第16 報告第16号

議長(吉田盛彦)

日程第16 報告第16号、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第16号、平成20年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第17 報告第17号

議長（吉田盛彦）

日程第17 報告第17号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第17号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第18 報告第18号

議長(吉田盛彦)

日程第18 報告第18号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第18号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業繰越明許費繰越計算書の件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 19 報告第 19 号

議長（吉田盛彦）

日程第 19 報告第 19 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更に関する協議について専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 19 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更に関する協議について専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 20 報告第 20 号

議長（吉田盛彦）

日程第 20 報告第 20 号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

質問をいたします。この間、説明を受けたのですが、もう1回確認をしたいと思えます。この条例をやることによって、合計で828万7,000円減額できると言ったのですか。これが1つと。

で、1人当たりの平均が6万6,800円と言いましたかな。そこを確認したいと思います。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

井濶議員さん言われるように、職員の全体で828万7,000円の減額、職員1人当たりにつきましては、平均で6万6,800円の減額になります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

報告第20号、専決第18号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

この議案につきましては、県の人事委員会の勧告に基づいて、職員の夏期一時金を0.2あるいは0.5カ月引き下げるものであります。

私どもは、賃金カットの問題についても反対しないという態度をずっと取ってきました。国民生活が大変で、しかも町の財政状況が厳しい中で、町民への奉仕者である町職員の賃金を一切削らないというわけにはいかない場合があると考えていたからであります。しかし、今回の夏期一時金削減は異常であり、容認することはできません。

昨年からの世界的金融経済危機のもとで、日本経済と国民生活は大きな困難に直面しています。それは、直接のきっかけとしてアメリカに端を発するリーマンショックなど金

融破綻でありましたが、日本経済はこうした問題に対して大変脆弱なのは、新自由主義的な経済金融政策が進められてきたことに加えて、輸出大企業ばかりを優遇し、国民生活をなおざりにする、その結果、外国頼りの経済構造がつくられてきたという問題があったことを指摘しなければなりません。

輸出大企業は、このたびの経済危機に当たって、派遣労働者、非正規労働者を雇いどめにするなどによって企業の利益のみを守ろうとしているかのように見受けられますが、そのことは国民生活を圧迫し、内需を縮小し、日本経済の困難を一層深刻にするものであることは、私どもの日本共産党が繰り返し主張してきたところであります。

日本共産党だけではありません。昨年10月末には、政府与党経済閣僚会議策定の生活対策で経済界に対する賃金引き上げ要請が位置づけられ、麻生首相が経済団体に労働者の賃上げを要求したことが報道されておりました。

さらに、今の時期に夏期一時金の引き下げを人事院及び人事委員会が勧告することは異常であります。通常的人事院の民間調査では1万1,000企業の面接調査をするのに、今回は2,700社に対して郵送調査しただけで、その中で夏期一時金額を決定した企業は1割しかなかったと報じられています。

また、県人事委員会の場合は調査対象企業は210社、回答のあったのは172社のうち、夏期一時金を決定していた企業は30社に過ぎませんでした。

こうしたわけで、私たち町においてもその勧告のあるところでありますけれども、そういうところでもあります。こうしたときに、人事委員会のとおり夏期一時金をカットし、民間企業の夏期一時金に冷や水をかけ、賃金抑制を一層進めることになりかねません。これでは国民生活を圧迫し、消費の一層の冷え込みを招き、ひいては日本経済の深刻な状況を一層長期化することになります。このことは、政府が補正予算を組んで景気対策を進めていることにも逆行するものだと言わなくてはなりません。この理由によって、私は反対いたします。

なお、私どもと町長、副町長のカットにつきましては、これは大変苦しい中でありますけれども適当であろうと考えることを申し上げます。

以上です。反対理由です。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

11番、池口君。

11番（池口公二）

報告第20号、専決処分の承認を求めることについて、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

ただいま12番、井澗議員が反対討論をされました。世界経済の状況、そしてまた国策などの派遣切りのことについては、私も「赤旗」という新聞を取って非常に勉強させていただいてございます。そういう中、そのことの現実があるということは、私どもも十分認識しております。

しかし、そのことが地方の我々議会として、国に物は申していくことは申していきま
す。しかし、そういう状況の中で、やはり我々も住民からもう少し声の中で、職員も給
与高いのと違うかとか、議員も高いのと違うかと言われていることも事実でございます。

そういう中で、国策は国策としての12番、井澗議員さんの見解は聞きましたけども、
私は今回のこの一部改正する条例については妥当だと思って、賛成をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第20号、職員の給与等に関する条例の一部改正する条例の専決処分の
承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

10時40分まで休憩をします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第 2 1 報告第 2 1 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 1 報告第 2 1 号、平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

1 2 番、井濶君。

1 2 番（井濶 治）

報告第 2 1 号、専決第 1 7 号、平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）に反対いたします。

何もかもが専決で後で見えるわけですが、それは別として、反対理由は、当初予算のときの反対理由によるものであります。

1 つは、三位一体の改革をどっしり受けている問題。それから 2 つ目には、国庫負担を含めたもの、それから消費税、それから、長の政治姿勢の中で、そのことについては非常に深い認識を持っているにもかかわらず反対という表明はされないと。

この 3 点によって反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第21号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第22 報告第22号

議長（吉田盛彦）

日程第22 報告第22号、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第22号、平成21年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 2 3 報告第 2 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 3 報告第 2 3 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 2 3 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 2 4 報告第 2 4 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 4 報告第 2 4 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 2 4 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第 2 5 議案第 2 9 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 5 議案第 2 9 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

議案第29号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

この件につきましては、昨日、町長といろいろと討論をしたところであります。今回の値上げは、町長の経済認識、今の生活の認識というのは、結局住民の暮らしは大変だし所得も減ってきているという認識でありました。にもかかわらず、国民健康保険の医療分では0.15%アップで、全体として所得割だけで3,860万4,611円の値上げになるわけです。均等割につきましても、これは均等割は1人当たり4,000円のアップであります。これは1,769万3,600円の増税、増になります。また、後期高齢者も所得につきましては0.6%値上げしております。その結果、1,310万4,525円のアップ、それから均等割につきましても、ここでは均等割は3,000円の引き上げであります。1,327万200円と、こういうふうには値上げされております。

国民健康保険税条例を値上げしなきゃならない基本的な理由は、国政の国庫負担が削られているというところに大きな起因があります。だけど、そういう中であってこれだけ値上げされたということにつきましては、やはり相当な住民負担増になるのではないかと、非常に厳しい負担増を迫られているのではないかと、こういうことで、このことを是認するわけにはいかないと。私は、この点につきましても、あるときにはあるお金を有効に使うということを昨日提案してきました。そのことが認められない以上、反対いたします。

以上です。

議長(吉田盛彦)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(吉田盛彦)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第26 議案第30号

議長(吉田盛彦)

日程第26 議案第30号、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、上富田町企業立地の促進等による地域における産業集積の形

成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第31号

議長(吉田盛彦)

日程第27 議案第31号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される上富田町職員の処遇等に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 3 2 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 8 議案第 3 2 号、平成 2 1 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

1 1 番、池口君。

1 1 番（池口公二）

一般会計補正予算（第 2 号）の中身は、あれなのです。全体の中で、先ほど、2 0 年度の一般会計繰越明許費繰越計算書で、市ノ瀬橋改良事業の繰り越し額が 5 , 5 4 4 万 7 , 0 0 0 円あると思うのです。これは、出納閉鎖まで若干動いているとは思いますが、今、市ノ瀬橋のこの繰り越し額が、これが出てきたというのは、ウナギで止まっておるといふことの実態がございます。

そういう中で、例えばこれがいつまで止められるのか、これによってこの繰り越し額が、例えば 2 1 年度へ繰り越してきていますけども、2 2 年へ繰り越すことがあれば予算の執行に非常に疑義が生じてくると、このように思うのです。

それともう 1 点は、ウナギで河川に関係ないところが何で仕事できんのよという地元の意向もございます。

そういう中で、今後、このことについて、このかがみの 4 0 何億何がしの中で、この予算の部分について執行のめどがある程度つくのか、つかないのかということについて質疑を行います。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

市ノ瀬橋の件につきましては、ご指摘のように天然記念物のオオウナギの生息地ということで工事中止させられております。先日も文化庁へ行って説明し、今、池口議員言われるように、取り合わせ道路部分については直接オオウナギの生息地に関係ないのでさせていただきたいということで、向こうの方も了解をさせていただいております。できましたら、もう秋までに取り合わせの工事はさせていただきたいなと思っております。

もう 1 点、川の部分ですけど、これはもう市ノ瀬橋だけではなしに、川全体をどういふふうにするかということをおと相談せよという形を指摘されております。その中で、7、8、9 だけ一応調査して相談に来ますよということをおとしております。できました

ら、7、8、9、相談するというふうにしたいのですが、向こうはやはり県として富田川の生息地をどういうふうにするかということの姿勢を示せということがありますので、その点はもう少し、この年度内にできるかできんかいうことをちょっと危惧するところでございますけど、今の状況はそういうことでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありますか。

11番、池口君。

11番（池口公二）

そうしますと、取り合いについては早急にかかれるようなめどがあるということをご予算の中で地元で答弁してもよろしいということで、解釈でよろしいですか。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

現在、指示しているのは、ひとつきぐらいかかって申請書の書類つくるのですが、できたら夏休み、まあ秋にはなると思うのですが、この期間に取り合わせの工事はやらせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今の件に関連してですが、1つだけお聞きしたいと思うのです。

このオオウナギの文化財ですか、この問題が問題になってこうなってきた経過があるわけですが、なぜそういうことが庁内できちっと論議するシステムになっていなかったのかという問題が1つあると思うのですね。

同時に、発生した限りにつきましては、文化庁その他へ出張とかいろいろ職員がするわけですが、その費用は一体誰が負担するのかという問題。それから、どこに責任の所在があるのかという問題についての検証とか、そういうものはなされたのかなということがわかりませんので、お聞きしておきたいと思っております。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長(小出隆道)

文化財につきましては、町自身も教育委員会を通じて検証しておりますけど、ただ、オオウナギの生息地ということにつきましては、私自身もそうですし、職員もそういう認識がなかったというのは事実でございます。

例えば、今まででも富田川で河川工事をしておりますけど、これらすべて届出してあるのかというと、届出していないのです。ただ、今回、ご存じのように高速道路が通ることによって生息し、稚魚が出てきた。それで、富田川そのものをどういう格好で地方自治体が把握しているかということが問われたのです。

今言われたことと同じことを文化庁でも言われたのです。オオウナギの生息地について、和歌山県、また関係市町村はどういう認識して、どういう格好で職員を研修させて、どういう格好で町民の方に理解が得られるか。それを示せということも、反対に言われております。

できましたらそういうことを踏まえまして、教育委員会にお願いしたのは、今年の7月29日に、海南に和歌山県の自然博物館があるのですが、あそこへオオウナギを見に行くと、富田川ではこういうオオウナギも生息した時期もあったとか、またいついつあったという経過を勉強するというような格好で取り組ませていただきたいと思っております。

いずれにしても文化財に対する認識が、私自身もそうですし、職員もなかったということが事の発端でございますので、その点はご了解をいただきたいと思っております。いずれにしても、そういう認識を高める努力はさせていただきます。

以上でございます。

議長(吉田盛彦)

町長、その予算はどこから出るのかということは。

町長(小出隆道)

予算は、市ノ瀬橋の旅費の中から出るということで、それは町費も含んでおりますけど、補助事業の中からさせていただきます。ただ、私自身の出張につきましてはすべての事業の対象になりますので、これは町費の負担になるのは事実でございます。

以上でございます。

議長(吉田盛彦)

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

やっぱりその場合、それを使っても別に構わんわけですけども、しかし、それは要するに予想外のことだったわけですね。しかも、それは、1つは文化庁が引っかかってく

るだけの意味のあるものだったということで、そのことを知らなかったということであるわけですが、知らなかった者にそれはなぜかというのは難しい問題だけでも、でも、そのことは結局知らなくてそういうことになったと。そういう結果、その費用というのでも要ったと。それが町費で負担すべきものなのか、それは担当課で負担すべきものなのか、責任のある人が負担すべきものなのかという件につきましてはね、やっぱりけじめをきちっとつけておかなければいかんのではないかと、こういう問題が起きたときに。そのことを私は聞いているのですが、そこらの見解はどうですか。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

私自身は、これはもう文化財のことですので、町の負担でさせていただきたいと思っております。文化財の調査につきましては事業者負担、これはもう極端な例を言いましたら、文化財が出てきた場合、民間の方に負担させて調査するというのが原則でございます。そういう意味から言いましたら、事業者であります上富田町が単独をもって文化財を調査するのが、言うたら従来の考えかと思っております。

このことを踏まえまして、できましたら次の臨時議会が9月議会に、上富田町内のウナギに対する生息調査等をできましたらするということで考えておりますので、この点も事前によくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第32号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

反対の理由は、平成21年度上富田町一般会計当初予算のときに申し上げたとおり、三位一体の改革、それから消費税の問題、そして、それに対する長の姿勢の問題等々について、そういうことですので反対をいたします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第29 議案第33号

議長（吉田盛彦）

日程第29 議案第33号、朝来財産区有地の処分についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、池口君。

11番（池口公二）

1点だけお聞きします。

15,530なにがしかの平米あるのですが、立木があると思うのです。立木の伐採が入った金額じゃなしに、その立木はもうそのまま置いておいてくれて結構ですよということの契約書が、それだけちょっとお聞きします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

11番、池口議員さんにお答えします。

立木につきましては、雑木ということで立木補償はございません。土地代のみとなっております。

以上でございます。

（「そのままほっといてええんやろ」と池口議員呼ぶ）

はい、伐採する必要はございません。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、朝来財産区有地の処分についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第34号

議長（吉田盛彦）

日程第30 議案第34号、平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第

1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第34号、平成21年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算(第1号)の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第35号

議長(吉田盛彦)

日程第31 議案第35号、工事請負契約の締結について(平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修(建築)工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号、工事請負契約の締結について（平成20年度 繰越第3号 小学校管理事業 生馬小学校屋内運動場耐震改修（建築）工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第36号

議長（吉田盛彦）

日程第32 議案第36号、上富田町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第36号は、上富田町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所は上富田町岩田375番地、氏名は岩橋幸大さんで、生年月日は昭和24年1月31日生まれです。

平成21年6月17日提出、上富田町長小出隆道。

岩橋さんにつきましては7月9日をもって任期満了となりますが、平成9年7月より教育委員に就任していただきまして、学校教育を始め生涯学習全般、上富田行政に携わっていただいております。また、上富田町発展のためにも広範囲にご尽力いただいております。引き続きまして教育委員会の委員として任命したいから、議会の同意を求めるものでございます。同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件はこれに同意することに決しました。

日程第33 議案第37号

議長（吉田盛彦）

日程第33 議案第37号、西牟婁郡公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

議案第37号は、西牟婁郡公平委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を西牟婁郡公平委員会委員に選任したいから、西牟婁郡公平委員会規則第4条の規定により議会の同意を求めます。

住所は西牟婁郡白浜町707番地、氏名は宇尾康秀さんでございます。生年月日は大正14年10月10日。

平成21年6月17日提出、上富田町長小出隆道。

西牟婁郡公平委員会委員の宇尾さんにつきましては、7月9日をもって任期満了になります。宇尾さんにつきましては、平成5年7月から公平委員会委員をしていただいておりますので、引き続き選任したいから議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田盛彦)

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号、西牟婁郡公平委員会委員の選任についての同意を求める件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、西牟婁郡公平委員会委員の選任についての同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 3 4 意見書第 2 号

議長（吉田盛彦）

日程第 3 4 意見書第 2 号、保育制度改革に関する意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

意見書第 2 号、平成 2 1 年 6 月 1 7 日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会議員、井潤 治。

賛成者、池口公二、木本眞次、大石哲雄、木村政子。

保育制度改革に関する意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

以上です。

議長（吉田盛彦）

提案理由の説明を求めます。

1 2 番、井潤 治君。

1 2 番（井潤 治）

保育制度改革に関する意見書（案）を朗読して、提案理由の説明にかえたいと思います。

保育制度改革に関する意見書（案）を朗読いたします。

少子化が進行する中、次世代育成支援のために保育所制度の拡充が有効であることは、これまでも度々指摘され現在に至っています。

そのためにも、保育所において保育の質がしっかり確保され、新たな時代の要請に即した機能や役割が十分果たされることが重要である。

現在、政府の地方分権改革推進委員会や規制改革会議などにおいては、保育を経済効率の観点からとらえ、市場原理に基づいた保育所への直接契約制度の導入や入所要件及び最低基準の見直しなどの保育制度改革論議が行われている。

これにより、本来福祉施設等であるはずの保育制度に市場原理が導入され、保育業界に過度の競争を引き起こして無用の混乱や不安を招き、その結果、子どもの最善の利益を失うことが懸念される。

よって、国におかれては、子どもの立場に立ち、かつ、地方の実情を踏まえたうえで、

保育の質をしっかりと守った保育制度を維持するよう、下記の事項について強く要望する。
記。

1．保育制度においては、真に子どもの最善の利益が確保されることが必要であることから、地方財政にも配慮し、十分な財源補償を行ったうえで、保育の質をしっかりと確保できるよう制度を維持すること。

2．現行の保育所入所方式は、保護者にとって公平感と安心感があり、また、真に保育を必要とする子どもが排除されない優れた仕組みであることから、直接契約制度及び直接補助制度は導入しないこと。

3．子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わないこと。

4．制度の改革に当たっては、保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、この意見書につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣、衆参両院議長を予定しております。

以上、よろしくご賛同お願いいたします。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第2号、保育制度改革に関する意見書の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35 決議第1号

議長(吉田盛彦)

日程第35 決議第1号、北朝鮮の核実験に断固抗議する決議の件を議題とします。
事務局より朗読をさせます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

決議第1号、平成21年6月17日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会運営委員会委員長榎本 敏。

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議(案)。

上記の決議(案)を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

9番、榎本 敏君。

9番(榎本 敏)

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議(案)を朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

北朝鮮は5月25日、地下核実験を実施した。

こうした北朝鮮の行為は、わが国の安全に対しての重大な挑戦であり、断じて容認できるものではありません。

また、度重なる核実験は、核兵器廃絶と国際平和を希求するすべての人々に対しての重大な挑戦である。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど、断固たる措置をとるとともに、拉致問題、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、米国及び韓国をはじめとする国際社会と連携し、迅速に具体的な行動をとるべきである。

ここに本町議会は、町民の生活の安全と安心を守る立場から、北朝鮮のこのような行

動に対して、厳重に抗議するとともに、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄することを強く求める。

以上、決議する。

北朝鮮問題につきましては、連日のように新聞、マスコミ等で報道されております。国連安全保障理事会でも、制裁を定めた決議を全会一致で採択いたしております。私たち上富田町議会におきましてもこの決議を行い、世界の平和と町民の安心、安全な生活を守るために訴えていきたいと、そのように考えております。

この決議は、ご賛同いただきました後には、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び衆参両議長あてに送付したいと考えております。どうかご賛同の方よろしくお願いをいたします。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより決議第1号、北朝鮮の核実験に断固抗議する決議の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 6 議員派遣の件について

議長（吉田盛彦）

日程第 3 6 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第 1 2 0 条の規定により別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

日程第 3 7 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長（吉田盛彦）

日程第 3 7 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 5 条の規定により申し出します。

記

1 . 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、1 0) 企業誘致について、1 1) 大型共同作業場について、1 2) 情報公開制度について、1 3) 個人情報保護制度について、1 4) 地籍調査事業について、1 5) 住宅新築資金、宅地取得資金について、1 6) 税務関係について、1 7) 教育活動の推進について、1 8) 学校教育施設について、1 9) 社会教育施設について、2 0) 生涯学習（教育目標）の

推進について、２１）上富田スポーツセンターについて、２２）上富田文化会館について。

２．目的、所管事務調査です。

３．方法及び期間、委員会審査、期間は、次期定例会までとなっています。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

１．調査事項。

１）町建設事業の推進について、２）町道台帳（町道網の整備）について、３）国、県公共土木事業の推進について、４）都市計画について、５）農林水産業について、６）土地改良事業について、７）下排水路、用排水路について、８）災害復旧事業について、９）治山事業について、１０）町営住宅について、１１）砂利採取砕石事業について、１２）宅地造成事業について、１３）水対策について、１４）水道事業について、１５）下水道事業について、１６）農業集落排水事業について、１７）共同污水处理施設事業について、１８）合併浄化槽について、１９）福祉関係について、２０）保育所関係について、２１）環境衛生について、２２）保健衛生について、２３）介護保険について、２４）医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

１．調査事項。

１）高速道路について。

議会広報特別委員会委員長井濶 治。

１．調査事項。

１）議会広報について。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

１．調査事項。

１）議会の運営に関する事項、２）会議規則、委員会条例に関する事項、３）議長の諮問に関する事項です。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成21年第2回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました報告事項としての24件、条例の一部改正と制定が3件、朝来財産区有地の処分が1件、平成21年度補正予算関係が2件、工事請負契約の締結1件、人事案件2件の33件をご承認をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

当面のことですが、さきにも説明を申し上げましたように、国の経済対策で地域活性化・経済危機対策交付金事業等を申請する予定になっております。状況によりましては、予算措置を行う必要が出てきます。この場合、予定としては7月中に常任委員会と臨時議会の開会をお願いすることになります。

また、現在、検討中の問題としまして広域消防があり、県の方針としましては、田辺市、西牟婁郡の1市3町が決定され、関係市町の事務当局で協議しております。上富田町は既に田辺市へ委託しております。広域消防になった場合でも委託方式でしてほしいというふうに申し出ております。これは委託方式と組合方式があるのですが、上富田町は従来のとおりすることが安い値段でできるという、こういう考え方を持っております。

また、上大中清掃施設組合のクリーンセンター焼却場の契約更新は、地元汗川町内会にも更新問題を検討する委員会を設置してお願いしております。検討内容を踏まえまして田辺市も含め協議しますので、ご理解をいただけるようお願いいたします。

次に、高規格幹線道路近畿自動車道紀勢線田辺すさみ間については、本年度は工事用の道路の建設からかかる予定であると聞いておりますので、これらの状況と今後の整備促進要望も兼ねて、7月12日、多分午前になると思うのですが、ビッグUで建設促進事業報告会を開催する計画を持っていますので、内容が決まれば議員皆様方のご協力をお願いいたします。

町としましては、このように高速道路を利用して安易に交流ができるようになりまし

た。特に、京阪神から日帰りもできます。今回、民間業者、これは明光バスとコーナンとでございますけど、泉南地区の方々に平日に上富田町へ来ていただく計画を立てて協議中でございます。コーナンの皆さんには地元で募集していただく、明光バスでそれを運んできていただくというような格好でします。今年の夏にはモニターツアー、秋には第1回目を計画していますので、これらのことにつきましてもご支援をお願いします。

次に、第3回定例会までは8月末に富田川友遊フェスティバルがございまして、今年から観光協会を主にするという事で事業計画をしています。これらのことについてもあわせて協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとします。本当にありがとうございました。

閉 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成21年第2回上富田町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 沖田 公子

議事録署名議員 榎本 敏